

刑事部屋の改善に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年五月六日

小林 勝馬

参議院議長 松平 恒雄殿

昭和廿三年五月拾日

刑事部屋の改善に關する質問主意書

日本の警察制度は新憲法制定により旧封建性を打破し、民主的警察制度へと移行し、内外序々に充実の機運にあるは、國民の治安の元締めとしての重大性よりして喜びに耐えない。しかるに、日本全國至るところの刑事部屋は多くは旧態のまま薄暗く地下室の一遇の感じにて陰慘な感じを受ける。かような取調室にて取り調べられる被疑者も取り調べる刑事諸君も非常に不快と陰鬱な感じを受け調査の明朗を欠く点多きことと思われる。新憲法下警察の民主化と共に人權を尊重し得る明朗な取調室の改革の急要を痛感する次第である。政府においても種々考慮研究中のことと思ふが、その施策の書面答弁を求む。